

各位

会社名 株式会社メタプラネット  
代表者名 代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ  
(スタンダードコード: 3350)  
問合せ先 IR部長 中川美貴  
電話番号 03-6772-3696

第三者割当により発行された第23回及び第24回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の  
行使停止指定に関するお知らせ

当社が2025年12月8日に発行した、EVO FUNDを割当先とする第23回及び第24回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）につき、その行使を停止することを決定いたしました。つきましては、割当先であるEVO FUNDとの間で締結した本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）に基づき、EVOLUTION JAPAN証券株式会社（以下「EJS」といいます。）に対して、行使停止期間開始日において残存する本新株予約権の全部について行使を停止するよう本日通知いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

<行使停止通知の内容>

(1) 新株予約権の名称	株式会社メタプラネット第23回新株予約権 株式会社メタプラネット第24回新株予約権
(2) 行使停止通知日	2026年3月16日
(3) 行使停止期間	2026年3月24日（当日を含む。）から2027年12月8日（当日を含む。）までの418取引日の期間
(4) 本日時点における 未行使残存個数（株数）	第23回新株予約権：1,050,000個（105,000,000株） 第24回新株予約権：1,050,000個（105,000,000株）

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025年11月20日公表の「第20回乃至第22回新株予約権の取得及び消却並びに第三者割当による第23回及び第24回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）（リファイナンス）の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

本買取契約に基づき、当社はいつでも、行使停止期間開始日に残存する本新株予約権の全部又は一部の行使を停止することができ、また、当社は行使の停止の効力発生日以降いつでも、EJSに対して、本新株予約権の全部又は一部の行使の再開を許可することができます。

当社は、本日公表の「第三者割当による第27回新株予約権（行使価額修正条項、mNAV条項、下限行使価額修正条項及び行使停止条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」のとおり、第27回新株予約権（行使価額修正条項、mNAV条項、下限行使価額修正条項及び行使停止条項付）（以下「第27回新株予約権」といいます。）の発行を決議しております。

これらの各発行に伴い一定規模の株式供給が見込まれることから、株式市場における需給への影響を総合的に勘案し、現時点の市場環境において合理的に行使が見込まれる新株予約権を優先的に稼働させることが適切であると判断いたしました。このため、当面の間、本新株予約権については行使を停止することにより、株式市場における過度な需給インパクトの発生を回避することといたしました。

なお、当社は、第27回新株予約権の全部の行使が完了した場合には、市場環境等踏まえて、本新株予約権の全部又は一部の行使の再開を許可するかを決定する予定です。行使の停止指定又は行使の再開許可を行った場合には、速やかに開示いたします。

以上